

原子力災害対策避難計画



平成28年12月
始良市

目次

原子力災害避難計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 本計画の位置付け	1
第2節 本計画の性格	1

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

第1節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第2節 避難計画の対象	3
第3節 避難対象区域設定の考え方	3
第4節 避難等の対応方針	4
第5節 防護措置	7

第3章 避難等に関する情報伝達

第1節 伝達手段	8
第2節 伝達経路	8
第3節 伝達内容	10

第4章 避難等の実施

第1節 一時集合場所及び避難先等	13
第2節 避難先（避難所）の名称、連絡先	14
第3節 輸送計画	14
第4節 避難経路	15
第5節 避難状況の確認等	20
第6節 安定ヨウ素剤の服用	20

第5章 避難行動要支援者等への対応

第1節 在宅の避難行動要支援者への対応	21
第2節 外国人に対する避難支援	21
第3節 一時滞在者に対する避難支援	21

第7章 避難所等における医療体制

第1節 緊急被ばく医療	22
第2節 避難者の健康管理	23

図1 防護措置実施のフローの例	24
-----------------	----

第1章 計画の基本的事項

第1節 本計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「始良市地域防災計画」（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）の一部を構成するものであり、原子力災害に係る住民等の避難等について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、地域防災計画と連動し、国の「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「事前対策」、「緊急事態応急対策」、「複合災害時対策」、「中長期対策」の4段階で定めている。

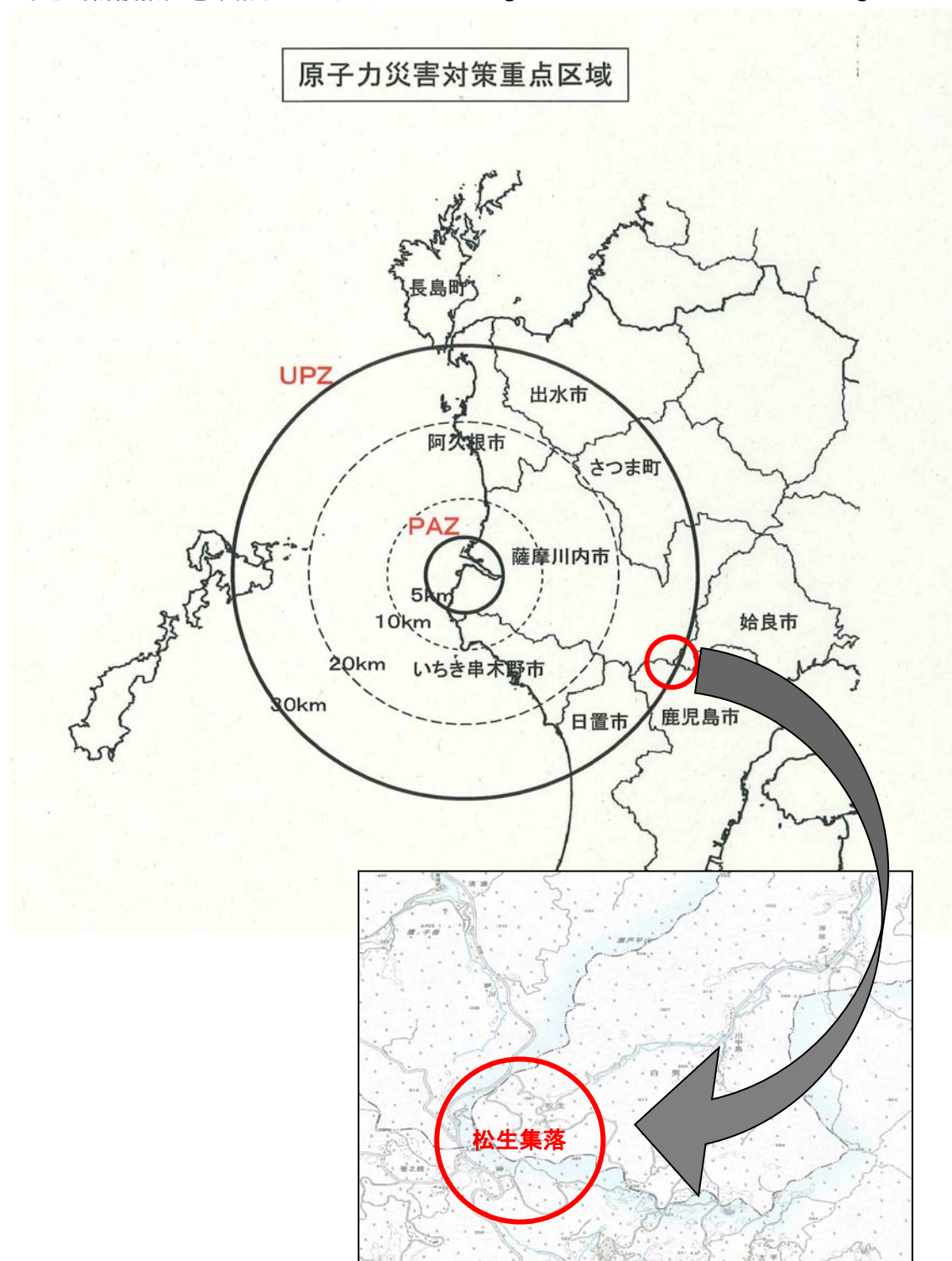
本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第15条に基づく「全面緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実行するため、原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

第1節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

【原子力災害対策重点区域】

- 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）
- 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）



第2節 避難計画の対象

市は、地域防災計画において、「緊急時防護措置を準備する区域」（以下「UPZ」という。）を始良市蒲生町白男松生集落としていることから、UPZにおける避難計画を策定する必要がある。

さらに、災害対策指針に基づき、UPZの避難計画を策定する必要がある。

第3節 避難対象区域設定の考え方

【UPZと対象世帯数及び人口】

平成28年4月1日現在

地区名	大字	世帯数	人口
松生集落	蒲生町白男	8	9

【避難対象区域図】



第4節 避難等の対応方針

1. 防災体制等

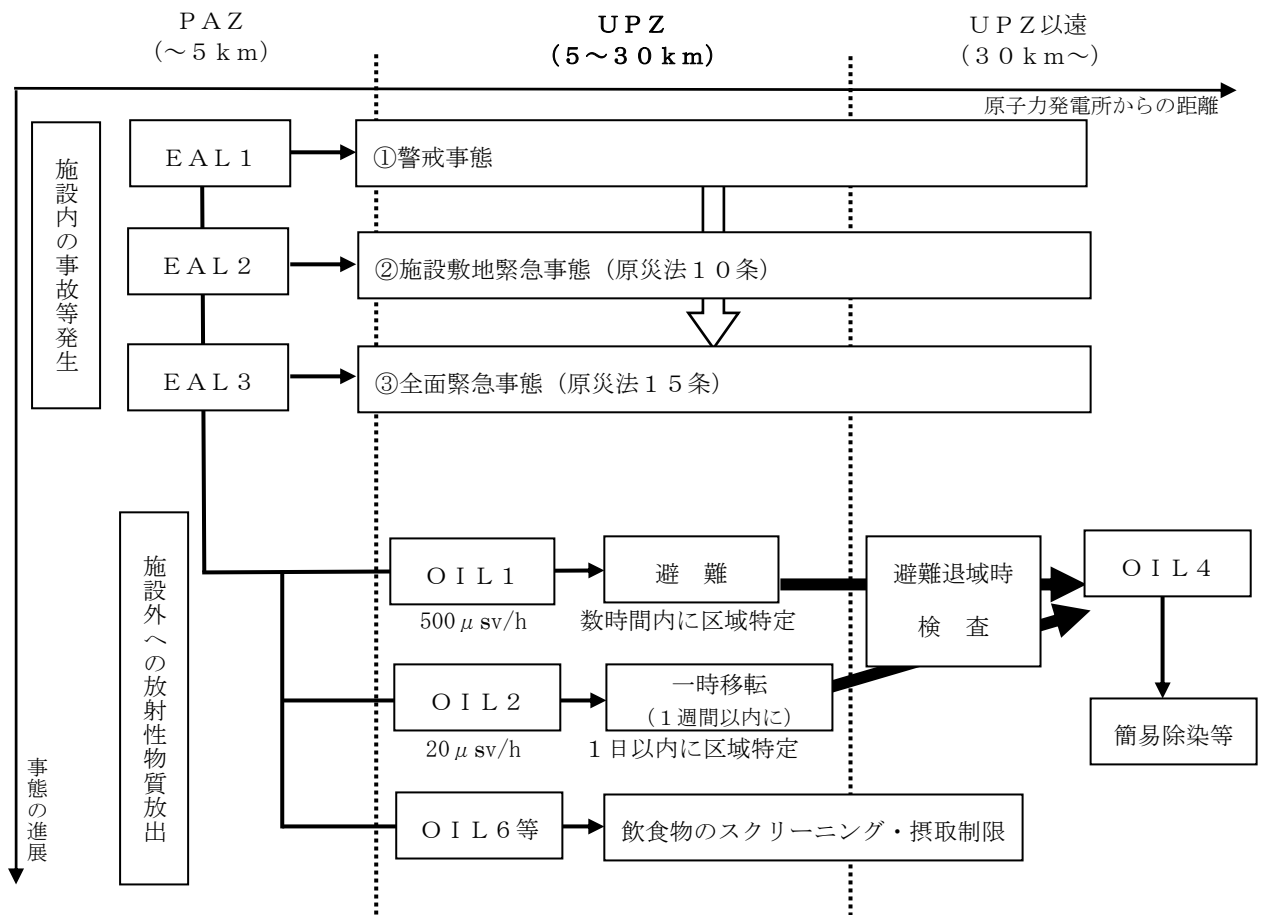
防護措置の準備及び実施は、地域防災計画「第1章第8節」を基準とし、防災体制においては、「第2章」に基づき実施するものとする。

2. 避難等の指標

UPZにおいては、全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置「屋内退避」を原則実施することとする。

また、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

【原子力災害対策指針による防災対策の枠組み】



1 EALの設定

緊急事態の初期対応段階を3つに区分。

緊急事態の区分を判断する基準となる施設の状況を「緊急時活動レベル（EAL）」として設定

2 OILの設定

放射性物質が放出された場合の住民防護措置の実施を判断する基準となる施設外の状況を「運用上の介入レベル（OIL）」として設定

【緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の3つの区分】

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを事業者が判断するための基準

緊急事態区分	基本的考え方	判断基準
EAL1 (警戒事態)	その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれがあるが、原子力施設における異常事態の発生又はそのおそれがある段階。	震度6弱以上の地震等の自然災害
EAL2 (施設敷地緊急事態)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。	敷地境界で 5 μ SV/h 以上等
EAL3 (全面緊急事態)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。	敷地境界で 5 μ SV/h 以上等 (2地点以上または10分間以上)

【運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の種類】

放射線放出後の防護措置の実施を判断するための基準

	基準の種類	防護措置の概要	基準の目的	初期設定値		
緊急防護措置	OIL1	数時間内に区域を特定し、1日以内に避難等を実施	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響防止のための避難等の基準	500 μ sv/h ※地上1mでの線量率		
	OIL4	避難者の避難退域時検査及び簡易除染等の実施	不注意な経口摂取、皮膚感染からの外部被ばくを防止するための除染の基準	β 線：40,000 cpm ※皮膚表面より数cm β 線：13,000 cpm（1ヵ月後）		
早期防護措置	OIL2	1日以内に区域を特定し1週間程度内に一時移転、地域生産物の摂取制限※	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するための行動基準	20 μ sv/h ※地上1mでの線量率		
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	数日以内に飲食物中の放射性核種濃度測定を実施	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ sv/h ※地上1mでの線量率		
	OIL6	1週間内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものは摂取制限	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類 肉、卵、魚他
				ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
				セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
				プルトニウム、 超U元素 α 核種	1Bq/kg	10Bq/kg
				U	20Bq/kg	100Bq/kg

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるものをいう。（例：野菜。該当地域の牧草を食べた牛の肉）

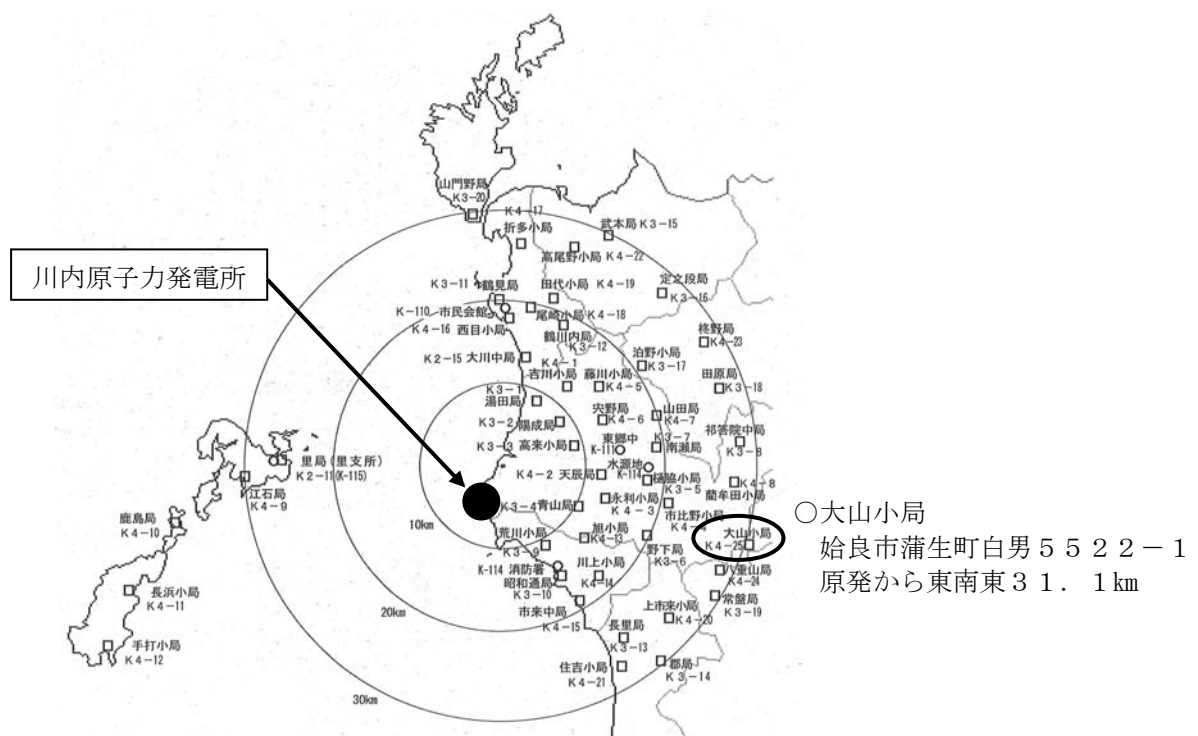
【空間放射線量測定地点（モニタリングポスト）】

測 定 局	設 置 場 所
県実施測定局：67局 ・県第1測定局：7局 ・県第2測定局：15局 ・県第3測定局：20局 ・県第4測定局：25局	○始 良 市：1局（県第4測定局） ・大山小屋（始良市蒲生町白男5522-1） 位 置：川内原子力発電所から東南東31.1km 検出器：シンチレーション 《参考》 ○薩摩川内市：38局 ○いちき串木野市：8局 ○阿久根市：7局 ○鹿児島市：2局 ○日置市：4局 ○出水市：3局 ○さつま町：3局 ○長島町：1局
九州電力実施局：6局	○川内原子力発電所内

○大山小屋



○空間放射線量測定地点（広域図）



第5節 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又は、そのおそれがある場合には、以下の防護措置を実施しなければならない。

1 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

避難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。

一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行う必要がある。

UPZの具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を越える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。

避難等には肉体的・精神的影響を生じることから、住民はもとより、自力避難が困難な要配慮者（避難行動要支援者）に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。

2 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。

（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」抜粋）

第3章 避難等に関する情報伝達

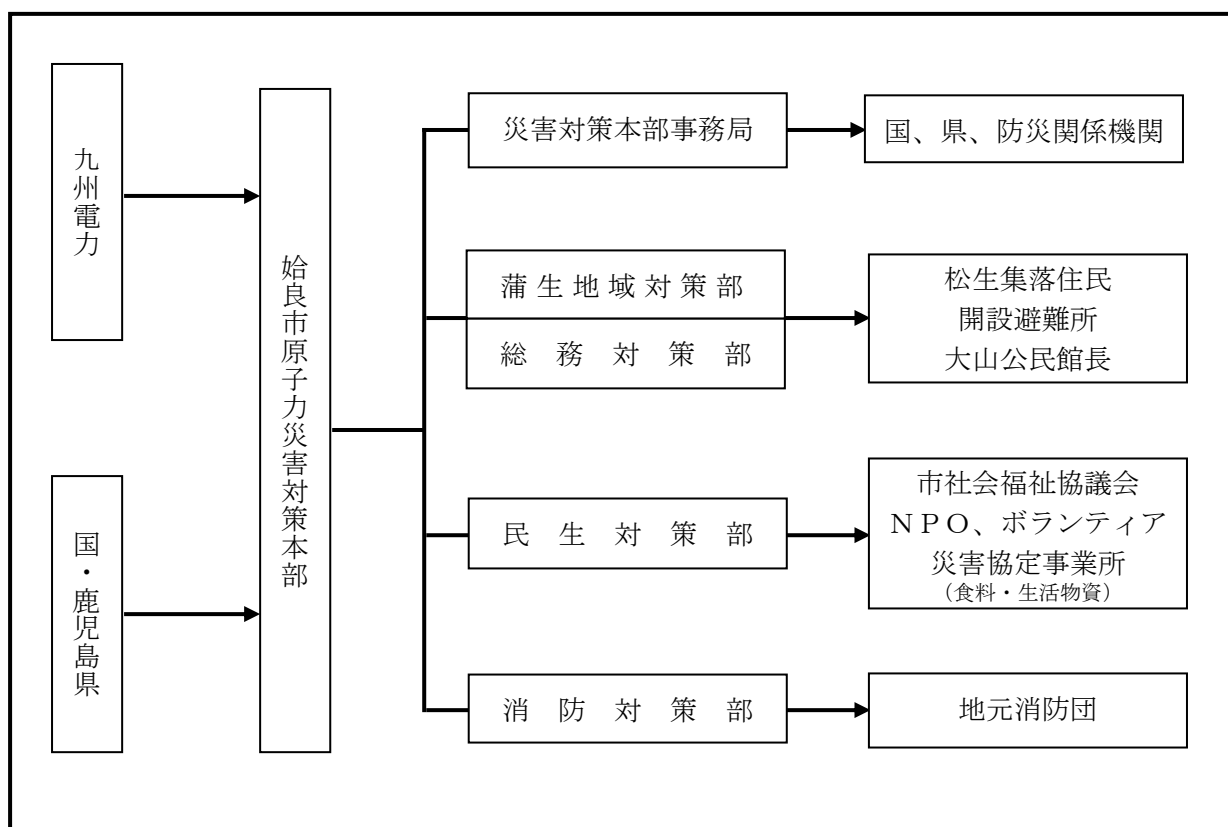
第1節 伝達手段

住民等に対する避難等の伝達手段は、次の方法により迅速・確実に周知徹底を図る。

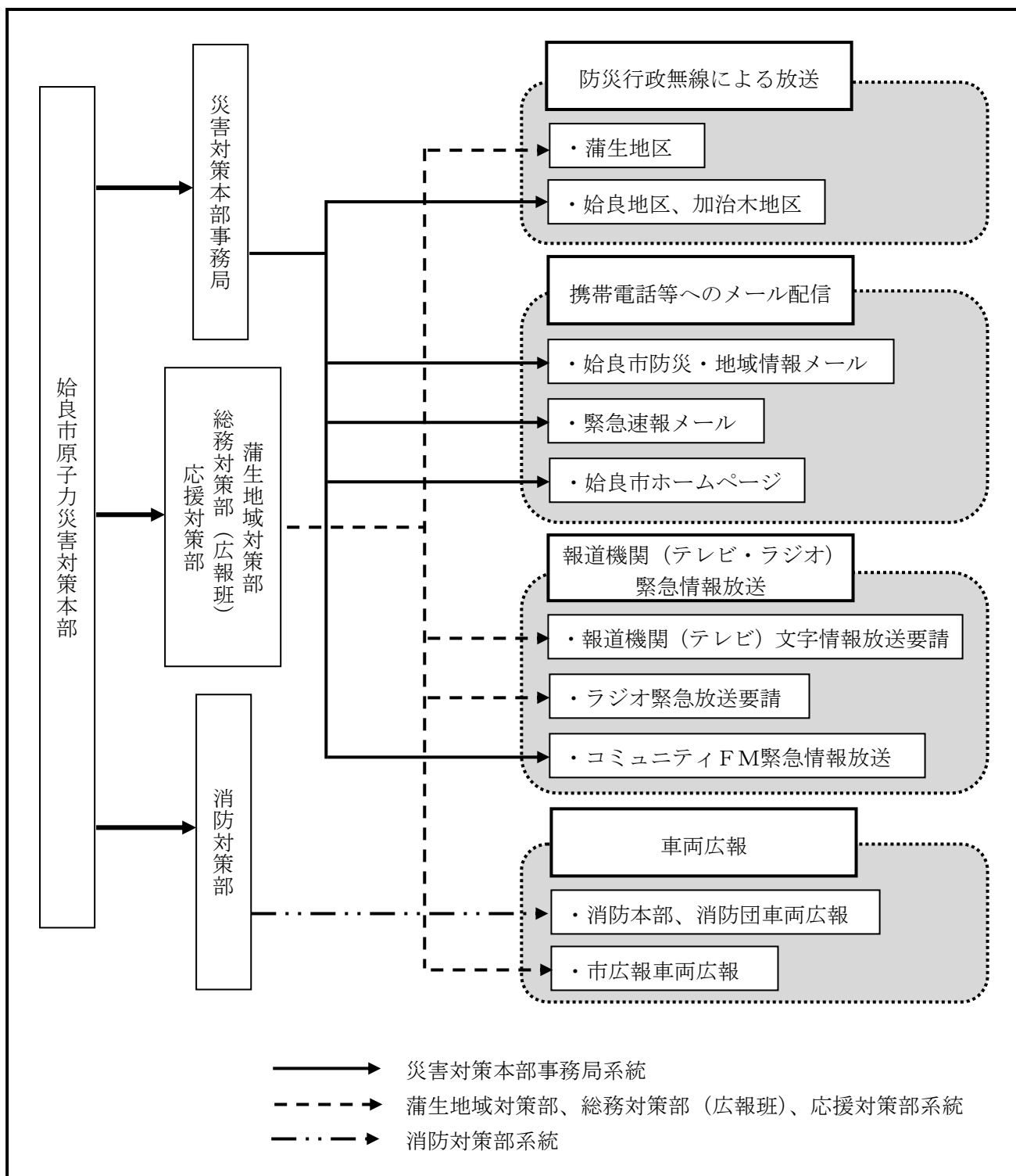
- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) 広報車、消防車両等による巡回広報
- (3) 始良市防災・地域情報メールの配信
- (4) 緊急速報メールの配信
- (5) 市ホームページへの掲載
- (6) 報道機関を通じて行なうテレビ・ラジオ等による緊急情報の放送
- (7) コミュニティFM放送局による緊急情報の放送（平成29年春開局）

第2節 伝達経路

1. 緊急事態情報、避難誘導に係る連絡系統図



2. 情報配信連絡系統図



第3節 伝達内容

警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の広報・伝達内容は、次のとおりとする。

なお、広報車による巡回広報についても、この例文に準じて行うものとする。

1. 警戒広報（警戒事態発生時）

こちらは、「ぼうさい始良市役所」です。
本日午前（午後）〇時〇分、「川内原子力発電所」で〇〇による事故が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていません。住民の皆さん外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
始良市では、詳しい情報の収集に当たっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

2. 警戒広報（施設敷地緊急事態）：屋内退避準備広報

こちらは、始良市原子力災害対策本部です。緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分、「川内原子力発電所」で異常事象が発生しました。
まだ、放射性物質は外へ漏れていませんが、住民の皆さんは屋内避難の準備を行ってください。
また、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

3. 警戒広報（全面緊急事態）：屋内退避指示時広報

こちらは、始良市原子力災害対策本部です。緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分、「川内原子力発電所」で重大な事故が発生しました。
放射線を防ぐため、松生集落の皆さんは、建物の中へ退避することが必要となりました。
住民の皆さんは、自宅などの建物の中に退避してください。
始良市原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

4. 避難等指示時広報

こちらは、始良市原子力災害対策本部です。緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分、「川内原子力発電所」の重大な事故の影響で、松生集落の皆さんは、「蒲生高齢者福祉センター」（又は「始良高齢者福祉センター」）に避難することとなりました。
松生集落の皆さんは、一時集合場所に集合するか、蒲生高齢者福祉センター（又は「始良高齢者福祉センター」）に直接避難するか行動を開始してください。
その他の地域の皆さんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に退避してください。
始良市原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

【避難に当たっての住民等への指示事項】

1 避難対象区域の住民等への指示事項

関係市町は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。
- (2) 戸締りをする。
- (3) 落ち着いて行動する。
- (4) 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。
- (5) 各避難所（施設）ごとに決められた避難経路を移動する。
- (6) 避難経路においては、誘導員の指示に従う。
- (7) 住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの集合場所へ移動する。

2 屋内退避対象地域の住民等への指示事項

関係市町は、屋内退避を実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民は、原則として屋内にとどまる。
- (2) 全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。
- (3) なるべく外気の流入する箇所を離れて、屋内の中央にとどまる。
- (4) 食料品の容器には、フタやラップをする。
- (5) テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。
- (6) 電話による行政機関への問い合わせは、極力控える。
- (7) どうしても自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝え避難する。
- (8) 住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの公共施設等へ退避する。

(市地域防災計画抜粋)

【避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点】

- 1 県、関係市町及び受入市町村は、避難の指示等の広報・伝達に当たり、社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに、次の点に留意して広報・伝達する。
 - ・事実を伝える。
 - ・最新の情報であること。
 - ・正確に伝えること。
 - ・簡潔に伝えること。
 - ・明瞭に伝えること。
 - ・礼儀正しく伝えること。
 - ・必要な情報は省略せず伝えること。
 - ・あいまいな情報は慎むこと。
 - ・繰り返し伝えること。
- 2 広報する事項は概ね次のとおりする。
 - ・事故が発生した施設名、所在地、事故の発生日時及び事故の概要
 - ・事故の状況と今後の予測
 - ・原子力発電所における対策状況
 - ・行政機関の対策状況
 - ・対象住民等がとるべき行動
 - ・避難対象区域又は屋内退避区域
 - ・その他必要と認める事項

(市地域防災計画抜粋)

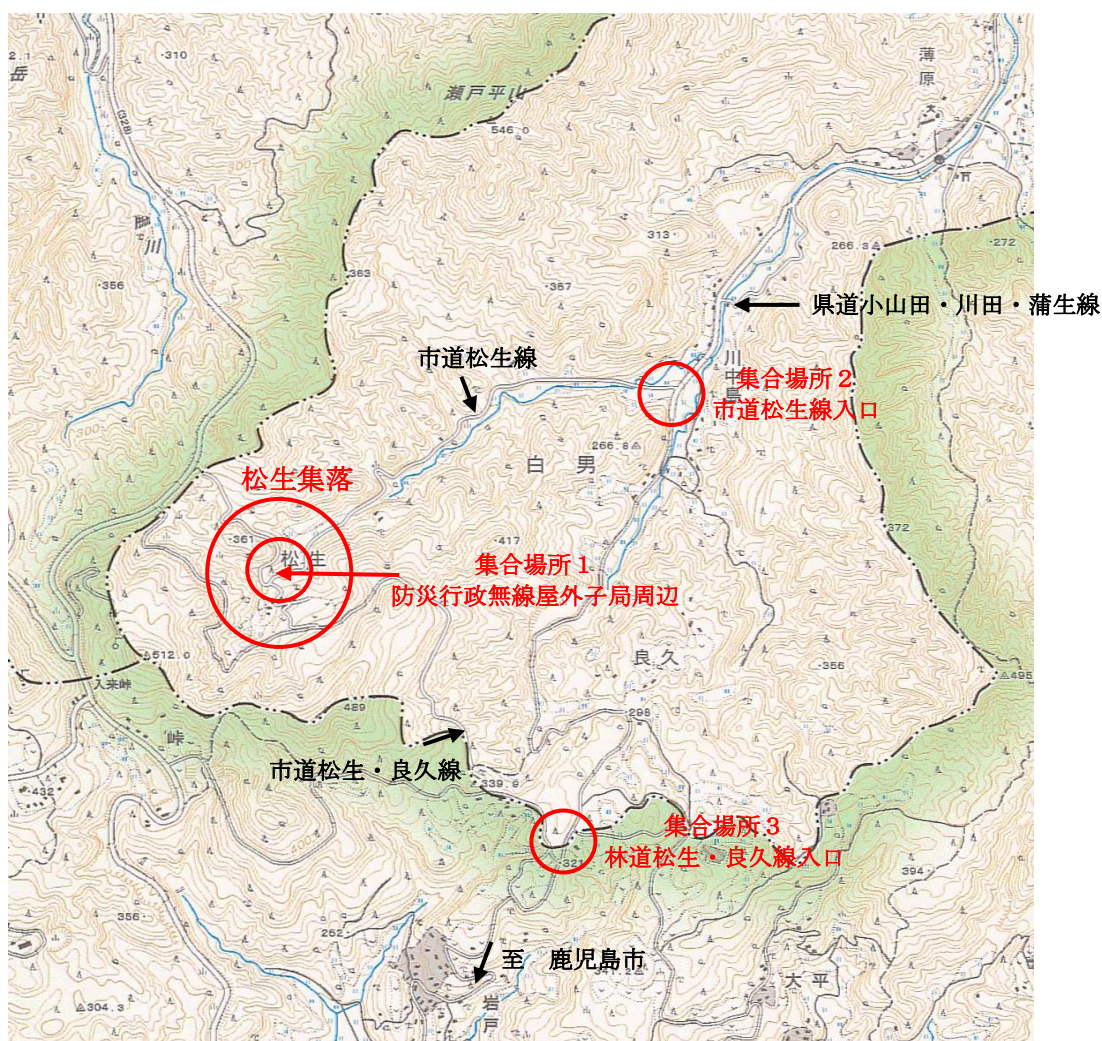
第4章 避難等の実施

第1節 一時集合場所及び避難先等

一時集合場所及び避難先は次のとおりとする。

	地区名	一時集合場所	避難先
1	蒲生町白男松生集落	松生集落 (防災行政無線屋外拡声子局周辺)	蒲生高齢者福祉センター (原発から約3.7km)
2		市道松生線 松生集落入口交差点 (市道松生線と県道小山田・川田・蒲生線の合流点)	
3		林道松生・良久線 松生集落入口交差点 (林道松生・良久線と県道小山田・川田・蒲生線の合流点)	始良高齢者福祉センター (原発から約4.3km)

【一時集合場所】



第2節 避難先（避難所）の名称、連絡先等

【避難所一覧】

	施設名称	所在地	構造 階数	建築年	海拔 (m)	電話番号
1	蒲生高齢者福祉センター	始良市蒲生町白男 3 4 7	RC・1	S51	16	52-1400
2	始良高齢者福祉センター	始良市西餅田 3 3 1 1	RC・2	S49	11	65-3218

第3節 輸送計画

【避難の手段】

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い、若しくは、集合場所に参集し市等の準備した車両により避難を行う。

避難に当っては、自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

(市地域防災計画抜粋)

市が準備する車両については、蒲生総合支所の集中管理車を用い、蒲生地域対策部の職員が車両運行を行うものとし、車両運行には十分な配慮をするものとする。

【蒲生総合支所集中管理車】

平成 28 年 11 月 1 日現在

車 名	乗車定員	車 名	乗車定員
キャラバン	10 人	パッソ	5 人
プロボックス 1	5 人	ADバン	5 人
プロボックス 2	5 人		



避難者輸送（始良市原子力防災訓練－始良市蒲生町白男松生集落）

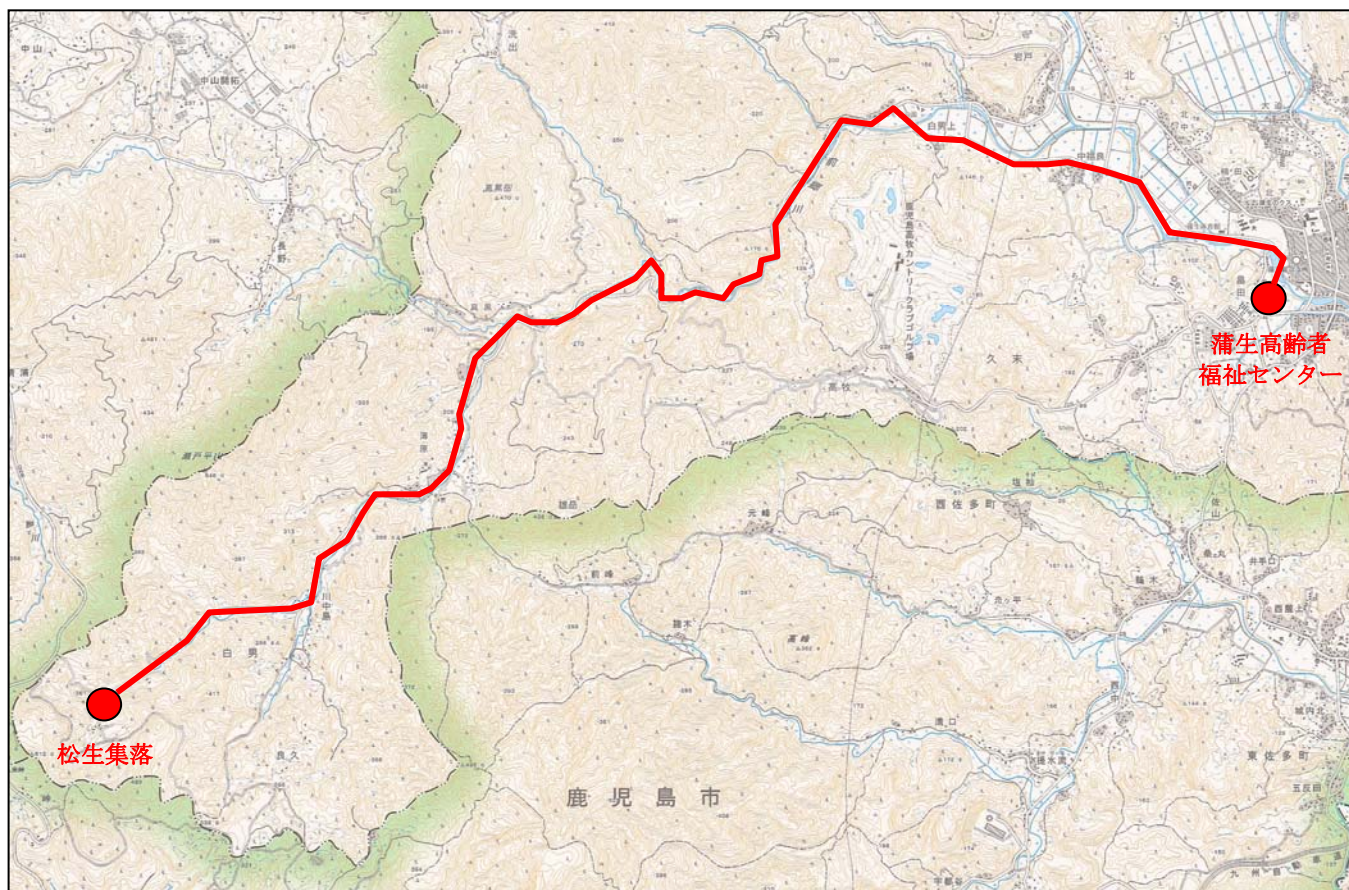
第4節 避難経路

松生集落から避難所（蒲生高齢者福祉センター又は始良高齢者福祉センター）までの避難経路を定める。基本避難経路は経路【1】のとおりとする。ただし、複合災害時の先発災害の状況及び後発災害の発生が懸念される場合は、各避難経路通行状況を勘案し、避難経路【2】、避難経路【3】、避難経路【4】、避難経路【5】の中から災害状況に安全に即応できる避難経路を選定し、避難所へ避難するものとする。

避難経路【1】

市道松生線 → 県道 211 号小山田・川田・蒲生線 → 市道中福良線 → 市道中水流線
→ 市道新橋・白男線 → 市道畠田線

避難経路図

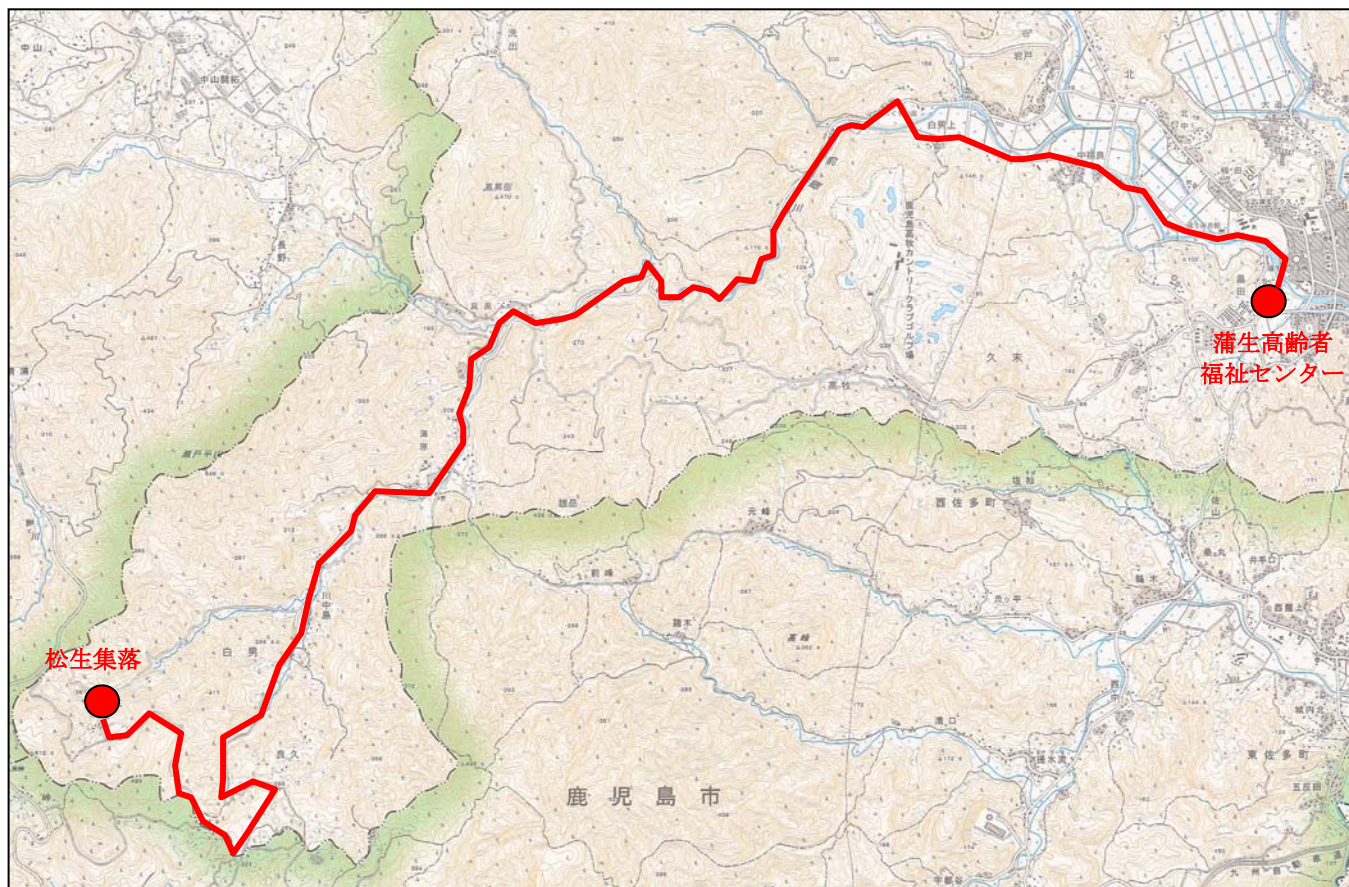


松生集落中心部～蒲生高齢者福祉センター 距離（道程）12.9 km（約 24 分）

避難経路【2】

林道松生良久線 → 県道 211 号小山田・川田・蒲生線 → 市道中福良線
→ 市道中水流線 → 市道新橋・白男線 → 市道畠田線

避難経路図

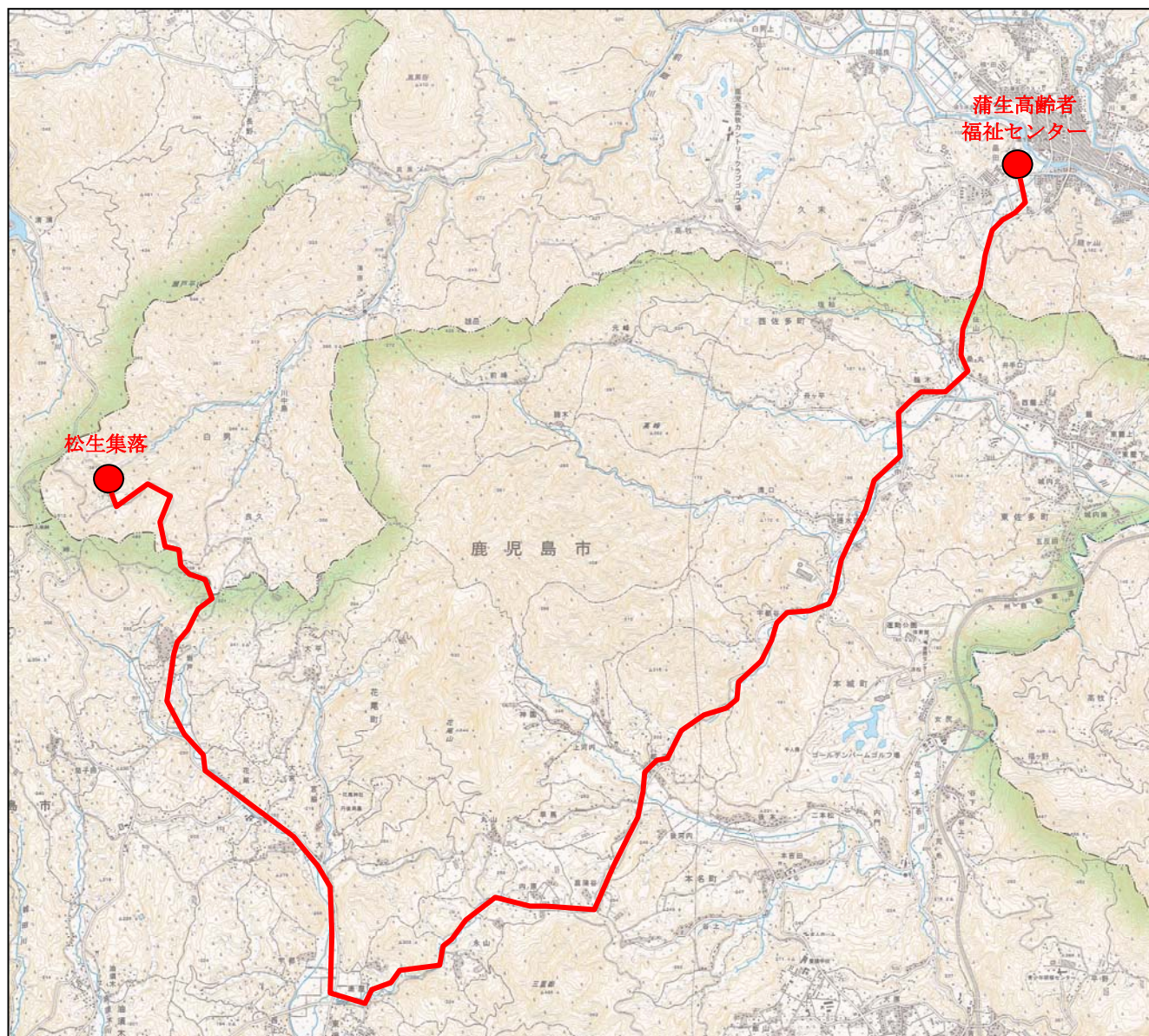


松生集落中心部～蒲生高齢者福祉センター 距離（道程）15.7 km（約 29 分）

避難経路【3】

林道松生良久線 → 県道 211 号小山田・川田・蒲生線 → 県道 40 号伊集院・蒲生・溝辺線
→ 県道 25 号鹿兒島・蒲生線 → 市道平田線 → 市道久末線 → 市道畠田線

避難経路図

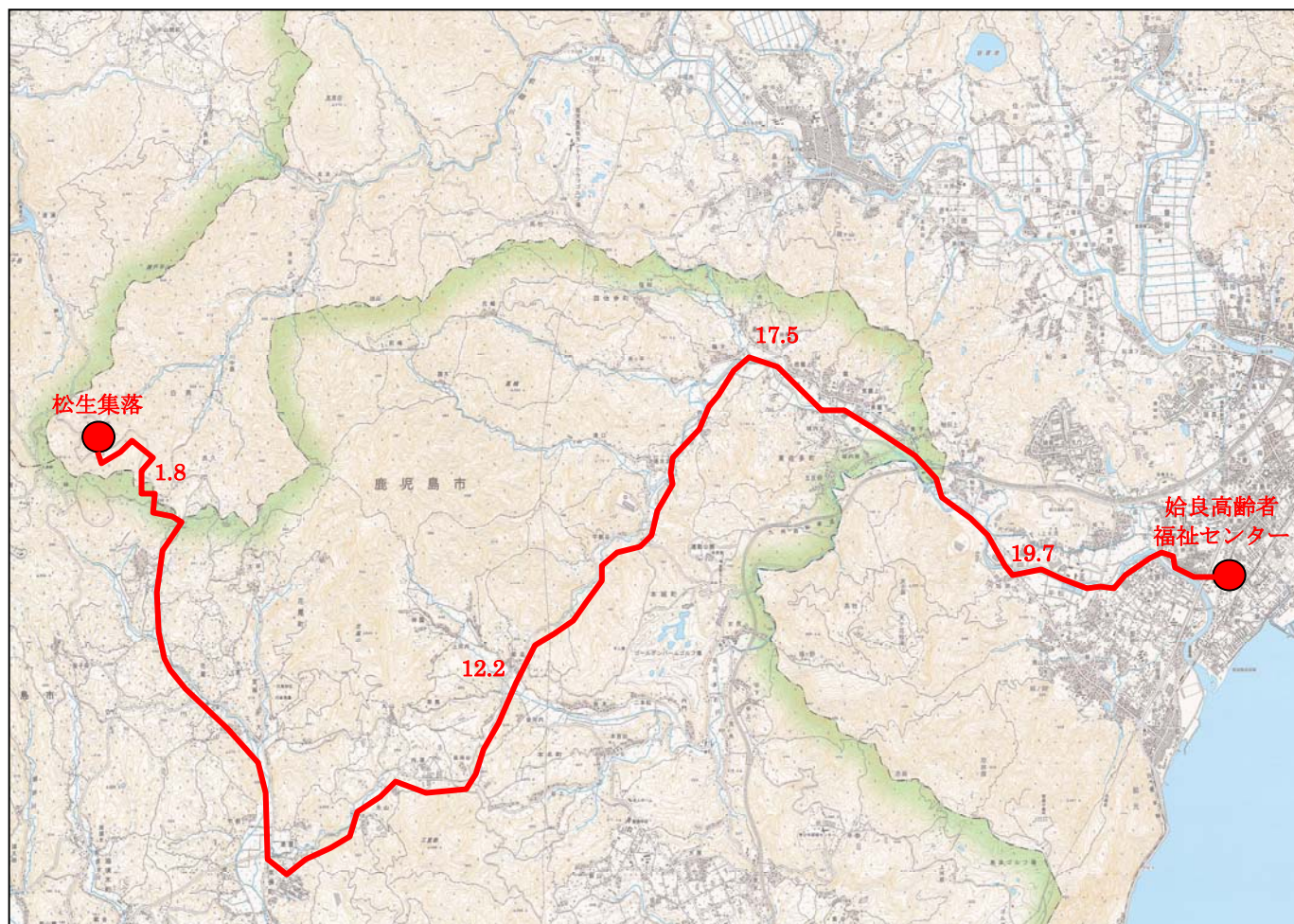


松生集落中心部～蒲生高齢者福祉センター 距離（道程）20.3 km（約 34 分）

避難経路【4】

林道松生良久線 → 県道 211 号小山田・川田・蒲生線 → 県道 40 号伊集院・蒲生・溝辺線
→ 県道 25 号鹿兒島・蒲生線 → 県道 57 号麓・重富停車場線 → 市道城瀬橋・野中線
→ 市道上水流・城瀬橋線 → 市道新開橋城瀬左岸堤防線 → 県道 446 号十三谷・重富線
→ 市道前畑・楠元線 → 市道青木水流・楠元橋線 → 市道俵原中央線

避難経路図

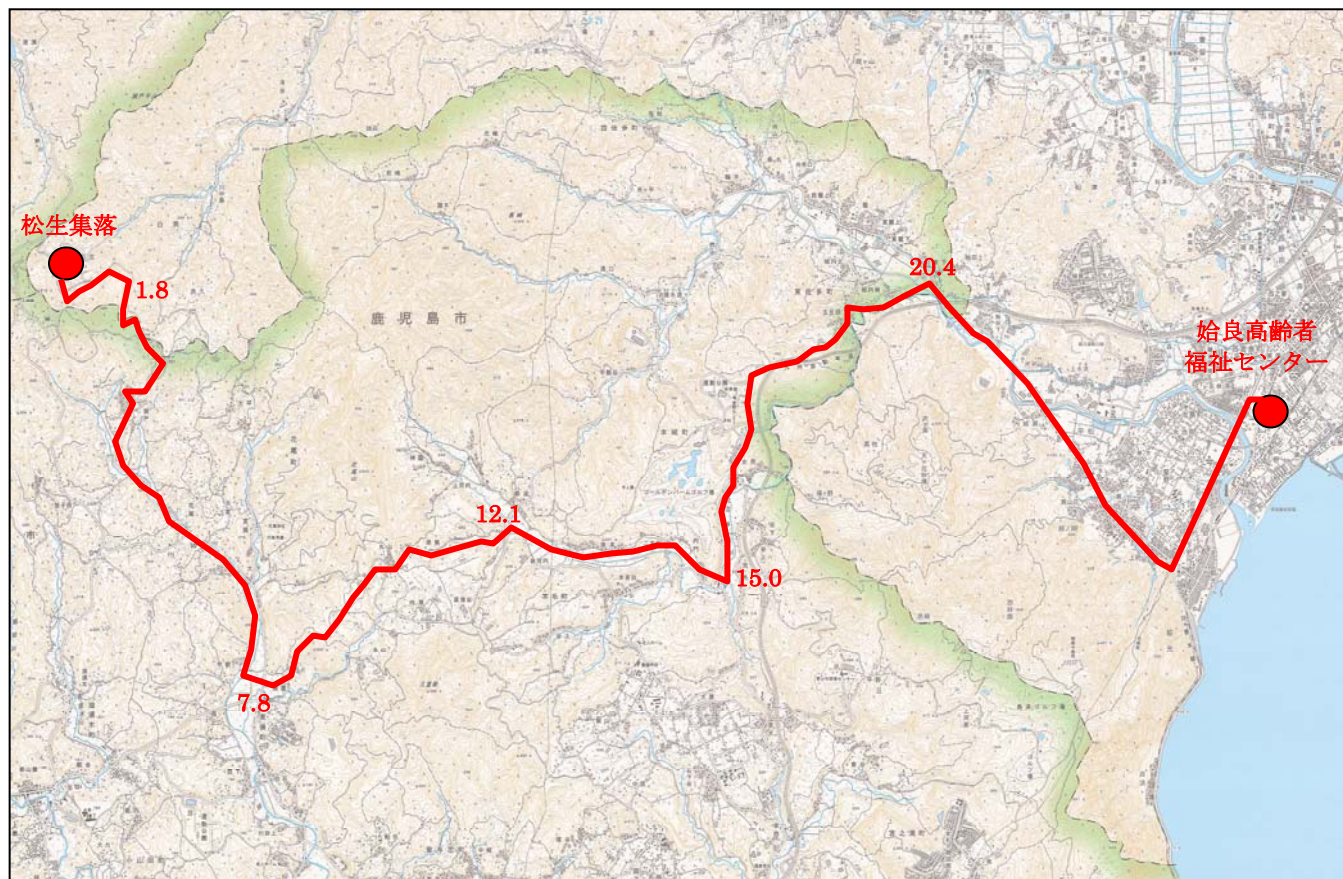


松生集落中心部～始良高齢者福祉センター 距離（道程）24.6 km（約 42 分）

避難経路【5】

林道松生良久線 → 鹿児島市林道峠・岩戸線 → 県道 211 号小山田・川田・蒲生線 → 県道 40 号伊集院・蒲生・溝辺線 → 県道 16 号鹿児島・吉田線 → 市道（鹿）内門・神園線 → 県道 25 号鹿児島・蒲生線 → 市道（鹿）触田・小山線 → 県道 57 号麓・重富停車場線 → 市道重富停車場線 → 国道 10 号線 → 市道俵原中央線

避難経路図



松生集落中心部～始良高齢者福祉センター 距離（道程）26.6 km（約 46 分）

第5節 避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認については、次により行う。

1 情報提供

災害対策本部事務局及び蒲生地域対策部は、連携を図り、避難者輸送対応職員等に、道路被災状況等災害状況の情報提供を詳細に行い、安全な避難誘導ができる体制を整える。

2 交通規制の確認等

市は、避難誘導に当り、警察と避難先の対象となる道路等を確認するとともに、交通規制等必要があれば、実施する場所、時間帯等を調整する。

3 広報等

避難の広報は、第3章第3節に掲げる手法等により実施する。

4 避難状況の確認

(1) 民生対策部及び応援対策部

市原子力災害対策本部が、避難のために手配した車両に乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、自家用車で避難した住民等の確認に努めるものとする。

なお、避難対象地域の住民が外出等により避難の確認できない場合は、「避難確認（未確認）リスト」を作成し、安否確認を行う。

また、受け入れ避難者の「避難者名簿」を作成するとともに、個別避難の状況等を聴取し、避難状況の詳細把握に努める。

(2) 消防対策部

避難対象地域の避難誘導活動時に、戸別訪問を実施し、避難状況を確認する。

5 報告

民生対策部及び応援対策部は、作成した「避難者名簿」と避難者の確認を行い、避難が完了したと判断した場合は、その旨を市原子力災害対策本部に報告するものとする。

市原子力災害対策本部は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

第6節 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、川内原子力発電所の関係周辺市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、県原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示するものとする。

県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、県原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

(市地域防災計画抜粋)

第5章 避難行動要支援者等への対応

第1節 在宅の要配慮者への対応

民生対策部は、市の「要配慮者避難支援等プラン」等に基づき、避難支援者（公民館長、自治会、地域住民、消防団、民生委員・児童委員等）の支援を受け避難を行うとともに、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の多様な主体の協力を得るとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導等を実施するものとする。在宅の要配慮者を避難させた場合は、その旨を県に速やかに報告すること。

第2節 外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、市は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

第3節 一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

第7章 避難所等における医療体制

第1節 緊急被ばく医療

市は、県が行なう緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

1 初期被ばく医療体制

避難退域時検査場所等における救護所等では、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び拭き取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤投与、軽度の外傷等の治療、健康相談を行う。

2 二次被ばく医療体制

避難退域時検査場所等における救護所等において一定レベル以上の被ばく（汚染）が確認された者に対して、シャワー等を用いた二次汚染並びにホールボディカウンタを用いた内部被ばくを測定する。併せて、応急医療措置・搬送を行う。

【県内の二次被ばく医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	099-275-5111
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	0996-23-5221

3 三次被ばく医療体制

初期及び二次被ばく医療機関等での対応が困難な場合等の対応は、被ばく医療に関する高度専門的な医療を提供できる医療機関が行う。また、本県内の二次被ばく医療機関の収容能力を超えた場合等の対応は長崎大学が行う。

(1) 搬送体制の整備

三次被ばく医療機関等への搬送手段として、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター等を活用することとする。

(2) 初期及び二次被ばく医療機関等との連携・協力体制の構築

初期・二次被ばく医療機関等からの被ばく患者受入れや、これらの機関等における治療方針の決定等を円滑に実施するため、平常時から三次被ばく医療機関等から専門的な技術援助等を受入れられる体制を整備する。

【三次被ばく医療機関】

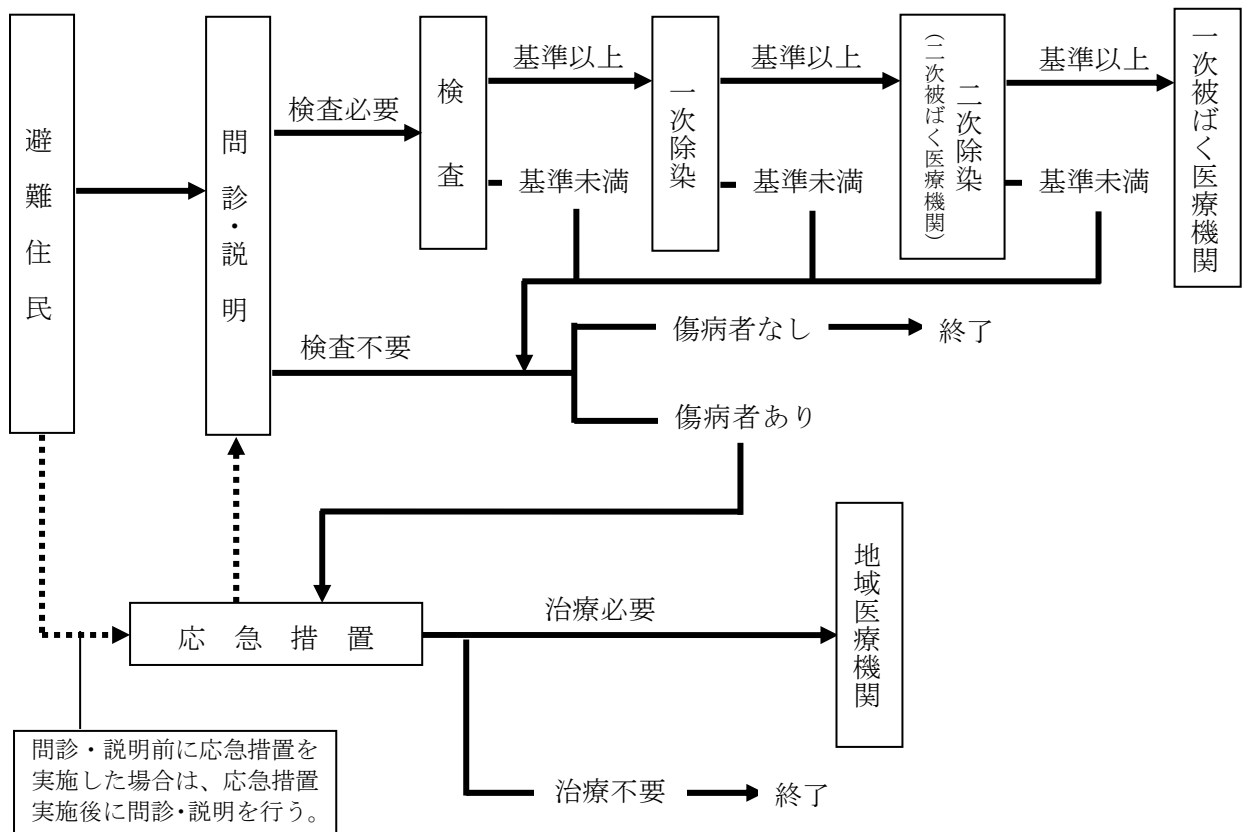
医療機関名
長崎大学病院
広島大学病院
放射線医学総合研究所（千葉市）

【避難退域時検査】

ＯＩＬに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転する住民の汚染状況等を確認することを目的として実施する検査のこと。

従来の「避難者に対する体表面汚染スクリーニング及び物品スクリーニング」に代えて「避難退域時検査」と呼称することになった。

【緊急被ばく医療活動基本フロー】

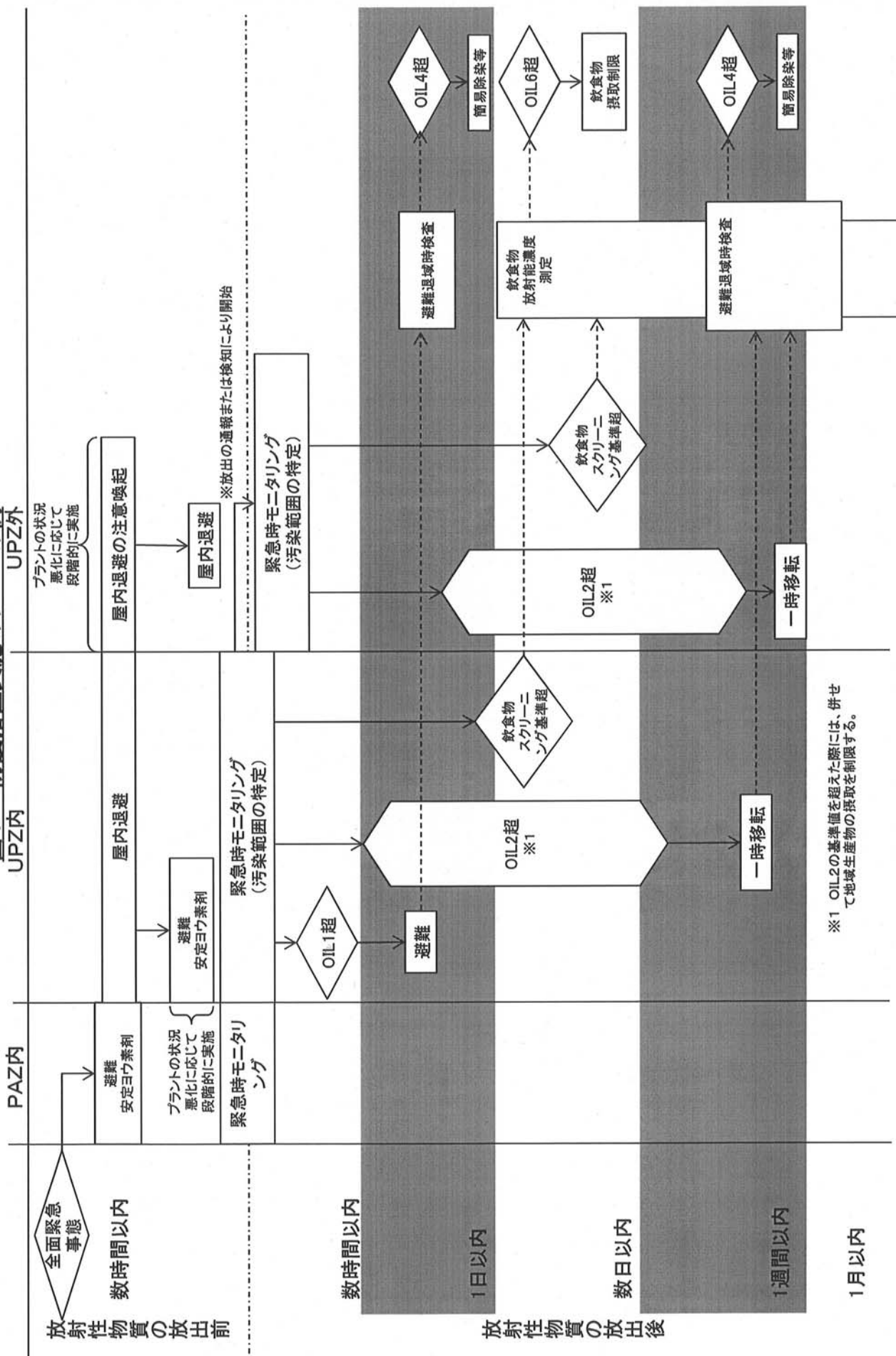


※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理する。

第２節 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

図1 防護措置実施のフローの例



原子力災害対策避難計画

策定 : 平成25年10月

改訂 : 平成26年 6月

改訂 : 平成28年12月

始良市総務部危機管理課